

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様
(中核市指定事業所を除く)

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

事業所評価未公表減算に係る自己評価結果等の提出について

日頃から、本県障害福祉施策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、障害児通所支援事業所についてはサービスの質の向上を図るため、「児童福祉法に基づく指定通所支援事業の事業所等の定員、設備及び運営に関する基準」により、概ね 1 年に 1 回以上自己評価等を実施し、その結果を公表するよう定められております。各事業所において実施された自己評価結果等を、事業所ホームページ等で公表していただいているところですが、その公表方法・公表内容について、下記のとおり県障害福祉課あて提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、自己評価結果等の公表・届出が未実施の場合、「自己評価結果等未公表減算」の対象となりますので、ご注意ください。

記

1. 届出方法

①公表方法がホームページ掲載の場合

下記リンクより、必要事項について回答をしてください。

〈https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8246〉

※既にご提出していただいている場合、ご回答いただく必要はございません。

②公表方法がホームページ掲載以外の場合

「自己評価結果等の公表にかかる届出書」を郵送により障害福祉課あてご提出ください。

※令和 6 年度実施・公表分についてご提出ください（既にご提出いただいている場合、再度の提出は不要です）。

※届出は必ず事業所ごとに行ってください。届出書には公表した各サービスの自己評価結果及び保護者結果を添付してください。

※指定から 1 年を経過していない事業所については、指定後 1 年を目処に自己評価結果の公表を行うと共に、①、②のいずれかにおいて届出を行ってください。。

2. 届出期限

令和7年5月30日（金）

※指定から1年を経過していない事業所については上記届出期限以降の提出も可。また、指定後1年を目処に自己評価結果の公表を行うと共に、①、②のいずれかにおいて届出を行ってください。

※参考

○自己評価結果等の公表の実施方法

児童発達支援事業所については、児童発達支援ガイドラインの『児童発達支援センター等における事業所全体の自己評価の流れ』に従い、実施してください。

放課後等デイサービス事業所については、放課後等デイサービスガイドライン別添『「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」について』に従い実施してください。

保育所等訪問支援事業所については、別添『保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について』に従い実施してください。

※多機能型事業所については、上記の各サービスの規定に従い、それぞれのサービスごとに自己評価を公表してください。

〒850-8570

長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県障害福祉課 管理班

TEL:095-895-2451

FAX:095-823-5082